～他の市区町村へ滞在中の方へ、不在者投票のご案内～

令和５年５月２８日（日）は島原市議会議員一般選挙の投票日です。

不在者投票ができる期間は、５月２２日（月）～５月２７日（土）

島原市の選挙人名簿に登録されている方で、島原市以外の市町村へ滞在中の方は、次の方法で投票することができますので、貴重な一票を無駄にされることがないよう、　お知らせします。

滞在先の市区町村で不在者投票をするには

① 期日前投票・不在者投票宣誓書（兼請求書）を島原市のホームページからダウンロードしていただくか、電話で請求された場合はＦＡＸ送信若しくは郵送します。

郵便でのやり取りになりますので、早めの請求をお願いします。

② 島原市選挙管理委員会に
不在者投票宣誓書（兼請求書）を提出（郵送）**※ＦＡＸ・メール不可**
※請求は早めにしてください。

（請求に基づき、島原市から投票用紙等を送付）

③ 送られてきた投票用紙等は、**開封せずに**
滞在地の市区町村の選挙管理委員会に持参し、投票してください。

※マイナポータルの「ぴったりサービス」による不在者投票の投票用紙等のオンライン請求ができます。
詳しくは「ぴったりサービス」のホームページをご確認ください。
（ご利用にはマイナンバーカードが必要です）

《　ご注意いただきたい事項　》

●不在者投票ができる期間と時間
～期　間～　令和５年５月２２日（月）～５月２７日（土）

～時　間～　滞在中の市区町村の選挙管理委員会の執務時間中

※市区町村によっては、不在者投票ができる時間が違うこともあります。
不在者投票ができる時間等の詳細は事前に滞在中の市区町村の選挙管理委員会へお問い合わせください。

●不在者投票宣誓書（兼請求書）の提出は告示日（５月２１日）前でも受け付けています。早めの請求をお願いいたします。

◎宣誓書兼請求書の送付先・問い合わせ先
〒855-8555　長崎県島原市上の町５３７番地　島原市選挙管理委員会
電話　０９５７－６３－１１１１（代表）　内線311、312
０９５７－６２－８０３３（直通）